

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 0 日
契 約 業 者 名	(株) 東日本土木
契 約 業 者 の 住 所	栃木県佐野市関川町 8 8 0 - 1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸下境上流地区築堤工事
工 事 場 所	栃木県那須烏山市下境地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 1 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 4 9 , 0 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 , 6 8 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 5 1 , 7 2 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) 東日本土木
契 約 業 者 の 住 所	栃木県佐野市関川町 8 8 0 - 1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸下境上流地区築堤工事
工 事 場 所	栃木県那須烏山市下境地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 河川土工 2. 付帯道路工 3. 付属物設置工 4. 仮設工 5. 共通仮設費
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 5 1 , 7 2 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 5 , 6 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 6 7 , 3 4 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 河川土工 用地未処理部が解決しなかったため、築堤延長の減少による減工。 当初予定していた城東ストックヤード及び北向田ストックヤードでの土砂だけでは不足することが判明し、築堤施工箇所付近の高水敷の掘削を行い、築堤に必要な土砂を確保することになり、運搬距離の減少による減工。 2. 付帯道路工 天端舗装について、工期限内に完了するのが困難な点と下境地区が一連で繋がってから天端舗装を行う予定のため、減工。 3. 付属物設置工 当初は築堤範囲内にある簡易カメラを撤去するのみだったが、本工事にて簡易カメラ柱の設置をすることとなったため増工。 4. 仮設工 当初は上流側工事用道路から進入し、高水敷内を敷砂利を敷設し下流側工事用道路から退出する予定だったが、下流側工事用道路に関して地元調整の遅れに伴い、上流側工事用道路を二車線化し、交互通行での入退出を行うことによる増工。 仮設坂路の土砂調達先を河道掘削土にしたことで、運搬距離の減少による減工。 5. 共通仮設費 敷鉄板に追加による仮設材運搬費の増工。 表土処理について、当初予定していた箇所に運搬できないため、河道掘削箇所付近へ運搬による増工。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 2 4 日
契 約 業 者 名	(株) 東日本土木
契 約 業 者 の 住 所	栃木県佐野市関川町 8 8 0 - 1
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸下境上流地区築堤工事
工 事 場 所	栃木県那須烏山市下境地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 河川土工 2. 法覆護岸工 3. 水路工 4. 付帯道路工 5. 構造物撤去工 6. 仮設工 7. 共通仮設費
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 6 7, 3 4 4, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2, 5 3 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 6 9, 8 7 4, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 河川土工 現地精査により、盛土工 (ICT) 及び盛土材採取に伴う掘削・土砂等運搬、法面整形工を減工する。 2. 法覆護岸工 現地精査により、植生工を減工する。 3. 水路工 他工事との調整の結果、水路工の減工。 4. 付帯道路工 他工事との調整の結果、管理用道路工の減工。 前年度工事の土砂運搬に伴い、道路補修の必要が生じたためアスファルト舗装工・区画線工を増工する。 5. 構造物撤去工 現地精査の結果、ストックヤード内のヤード整備に伴う、構造物取壊し工及び運搬処理工の増工。 6. 仮設工 現地精査に伴い、工事用道路工の増工。 現地精査に伴い、交通管理工の減工。 7. 共通仮設費 協議により、工期延伸による借地料の追加による役務費、保守管理 (ICT) ・システム初期費・遠隔臨場の追加による技術管理費、快適トイレの追加による営繕費を増工する。